

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 公園緑地課 管理担当	
許 認 可 等 名	都市公園使用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例	
根 拠 条 項	第14条	
連 絡 先	(電話 621-5295)	
審 査 基 準	<p>[根拠法令] 徳島市都市公園条例 (使用料の減免) 第14条 市長は、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設である名勝旧徳島城表御殿庭園若しくは駐車場を利用する者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全額又は一部を免除することができる。</p> <p>上記のその他市長が認める場合とは、 (1) 公的機関が主催・共催・後援するもの。または公的機関の副申書がある場合。 (2) 学校行事など。 (3) 徳島市の観光振興や公園のPRとなるもの。 (4) 教育テレビなどの番組制作。 (5) その他、市長が特に減免する必要があると認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 3年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 総日数 10日 (年末年始を除き休日を含む) (設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)